

生活保護関係全国係長会議資料

平成30年3月2日（金）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

頁

【重点事項】

第 1 平成30年度における生活保護法実行事務監査について-----	1
第 2 保護施設に対する指導監査について -----	53
第 3 平成30年度生活保護指導監査委託費について -----	56
第 4 都道府県等による生活保護業務支援事業等について -----	57

【連絡事項】

1 国が実施する監査計画について -----	59
2 監査対象実施機関の選定について -----	59
3 平成30年度監査の実施に当たってのヒアリングについて -----	59
4 生活保護指導職員会議について -----	60
5 審査指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について -----	60

重 点 事 項

第1 平成30年度における生活保護法実行事務監査について

1 管内実施機関に対する監査の実施に当たって

生活保護法実行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において更に生活保護法（以下「法」という。）実行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査の結果、一部の都道府県・政令指定都市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）が実施する監査について、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証を十分に行わず、具体的な改善方策を示すなどの実効性ある指導が不十分な状況が認められている。

また、一部の都道府県等本庁において、本年度、国が監査を実施した実施機関において明らかになった課題について、前年度の本庁監査等において適切な指導が行われていないため、不適切な状況が継続している状況や、生活保護関係職員による不祥事案が発生しているにも関わらず、是正改善に向けた有効な指導が行われていないことから、再発防止策が不十分となっている状況も認められているところである。

監査の実施に当たっては、都道府県等本庁の監査に従事する職員が監査の意義を十分認識した上で、組織的かつ継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、計画的かつ着実に法実行事務の改善が図られるよう、管内実施機関に対する指導をお願いする。

（1）管内実施機関に対する指導の徹底について

監査に当たっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な監査の実施、当該実施機関のその後のは正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が確実に実施される必要がある。

そのためには、実施機関毎に、国及び都道府県等本庁の監査において明らかになつた課題や問題点の内容及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機関に対する都道府県等本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項等、継続した指導に必要となる事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成し、活用することが重要である。

また、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題のは正改善に向けた実効性のある指導を行うために、都道府県等本庁としての監査の重点事項を設定し、その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による効果的な監査を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づき的確な指導監査を実施する必要がある。

については、監査の実施に当たっては、次のとおり組織的かつ継続的に実施するようお願いする。

- ① 監査実施前、生活保護主管課長の参画の下、事前検討を実施し、「福祉事務所指導台帳」等を活用して組織として監査対象実施機関における課題や問題点を具体的に把握する。
- ② 組織運営ヒアリング、事項別検討及びケース検討においては、関係資料等の確認を的確に実施し、適否を調査するだけでなく、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにする。
- ③ 監査終了後、生活保護主管課長の参画の下、事後検討を実施し、監査結果を取りまとめた事後検討資料を組織として総合的に検討・分析した上で、具体的改善方策を整理・検討し、速やかに監査結果通知を発出する。
- ④ 実施機関から提出されたは正改善報告については、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画及び改善結果を提出させ、内容が不十分又は不適切であると認められる場合にあっては、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のあるは正改善が講じられるよう指導する。

なお、監査をはじめ管内実施機関に対する指導に当たっては、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠であり、特に、問題を有する実施機関や大

規模実施機関等に対しては、主管課長自らが実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握するとともに、実施機関の幹部職員に対して必要な指導を直接的に行うことが重要である。

さらに、管内実施機関に対して適切な指導を実施するため、都道府県等本庁の指導監査及び研修等に係る実施体制の整備が必要かつ重要であるので、都道府県等本庁の生活保護主管課長においては、このような点についても配意をお願いする。

(2) 実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定について

生活保護業務の効果的かつ効率的な運営を行うためには、

- ① 前年度の実施方針及び事業計画の取組結果についての評価及び分析
- ② 前年度の監査指摘事項等を踏まえた実施機関が抱える問題点の分析や要因の把握
- ③ 生活保護業務全般にわたる恒常的業務の網羅的列記ではなく、早急に改善が必要な事項への重点化
- ④ 事業計画について、「誰が、何を、いつまでに行う」といった職階毎の役割分担、改善のための具体的な取組内容及び実施時期の明確化

等を盛り込んだ実施方針及び事業計画（以下「実施方針等」という。）を策定する必要がある。

監査において明らかになった課題や問題点など、実施機関における生活保護事務運営上の課題を的確に改善していくためには組織的な対応が必要であり、各実施機関において実施方針等を策定し、それに基づき組織的運営管理がなされるよう、実施方針等の内容を年度当初のヒアリング等の際に審査し、改善が必要な場合には具体的に修正を指示し再提出させるなど、管内実施機関において実効性のある実施方針等が策定されるよう指導をお願いする。

2 監査の実施に際しての基本的な考え方

本年度、全ての都道府県等本庁に対し監査を実施したところであるが、法施数行事務の適正な運営に向けた取組が着実になされている一方で、的確な訪問調査活動の実施や適切な援助方針の策定をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、当該実施機関における事務の実施状況を見ると、日常の現業事務に係る審査や進行管理等の組織的運営管理体制に問題がある場合が多く、窓口払いの縮減が十分に図られていないことや、組織的な手順や仕組み、職階毎の役割等が不明確であるなど組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないといった、経理事務の事務処理に課題があるにも関わらず、当該課題に対して都道府県等本庁による指導が不十分な点が認められているところである。

不正受給対策については、各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組に加え、平成25年の法改正（平成26年7月1日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきているところであるが、一部の実施機関において、これらの取組が不十分である状況が認められている。

こうした状況を踏まえ、平成30年度の監査における重点事項及び監査事項は以下のとおりとする予定であるので、都道府県等本庁が実施する監査により、適正な法施数行事務の運営が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

3 平成 30 年度監査の重点事項について

(1) 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、援助方針が世帯の実態に即していない事例や個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例等、適切な援助方針の策定に関して多くの課題が認められた。

また、適切な援助方針の策定と密接に関係する訪問調査活動においても、年間訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例や長期間にわたって家庭内面接が行われていない事例等、訪問調査活動の実施についても多くの課題が認められている。

援助方針は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 12 の 4 に基づき、訪問調査等によって把握した世帯員の生活状況を踏まえ、世帯主だけではなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題や、世帯全体の課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定するとともに、少なくとも年に 1 回以上の見直しを行うよう指導をお願いする。

また、訪問調査活動は、被保護者の生活状況等を実地に把握するとともに、援助方針に基づき指導援助を行うといった、現業事務の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう、管内実施機関に対する指導をお願いする。

さらに、ケース検討において「援助方針の策定」と「訪問調査活動の実施」の双方について指摘している事例も多いが、援助方針に基づく具体的な指導援助を行うことが、訪問調査活動の極めて重要な目的であるとの認識に立つ必要がある。

都道府県等本庁は、管内実施機関における適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施を確保するため、局長通知の趣旨に基づき、援助方針と訪問調査活動の一体不可分の関係性を十分に理解の上、個々の被保護世帯に対する実効性のある指導援助が行われるよう、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

(2) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施について

ア 適正な保護の決定実施について

監査の結果、一部の実施機関において、扶助費の算定誤り、収入認定遅延等、実施機関の瑕疵と想定される事由により、法第 63 条を適用している事例が認められている。

こうした事例の発生を未然に防止するためには、組織的な事務処理体制の確立及び進行管理の徹底が必要不可欠であり、査察指導員等による保護決定におけるケース審査の徹底や進行管理、さらには定期的な内部点検の実施等により、適正な保護決定が行われる体制が構築されているか等について、管内実施機関の状況を把握の上、的確な指導をお願いする。

イ 経理事務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金・徴収金の管理、現業員等の現金の取扱い手順や決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されておらず、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から、現行の事務処理に脆弱性があることが認められている。

また、窓口払いの縮減については、都道府県等本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において縮減に向けた取組がなされている状況であるが、一方で、窓口払いとする理由が不適切であるなど、改善の余地がある実施機関も存在する。

事故・不正事案発生防止の観点からも、これらの点について管内実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規程どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているか等を点検するとともに、生活保護費の支給方法について、窓口払いとしている理由の精査を行い、窓口払いの解消に向けた取組がなされているか等、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

ウ 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理について

監査の結果、一部の実施機関において、一時扶助に係る申請書について文書管理簿等が整備されていない、または活用が不十分であることにより、申請処理に係る組織的な管理体制に脆弱性があることが認められている。

保護の変更決定漏れや決定遅延等について、現業員等による事務懈怠事案の発生防止の観点からも、保護申請書受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る職階毎の役割や責任の明確化による重層的なチェック体制の構築等について指導をお願いする。

(3) 不正受給等の防止に向けた取組について

ア 適切な収入の把握について

監査の結果、一部の実施機関において、資産申告書や収入申告書の定期的な徴取がなされていない事例が認められている。

適切な保護の決定実施を行うためには、被保護世帯に対し、収入申告の必要性や届出義務について周知する必要があるとともに、資産・収入等の状況を把握する必要があるので、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Iの2及び3を踏まえ、届出義務の遵守及び収入申告等の徴取が確実に行われるよう、指導の徹底をお願いする。

イ 課税調査の徹底について

課税調査については、都道府県等本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において適正な調査の実施が図られてきているところであるが、監査の結果、一部の実施機関において、調査時点において保護廃止となっている者など、前年（調査対象期間）中に保護を受けていた者全員に対して調査を実施していない状況が認められている。

また、調査の結果、継続した収入があることが判明した場合に、当該収入について8月分の保護費に反映できていない事例及び法第78条の適用処理が当該年度内

に行われていない事例が認められている。

課税調査は、法第 78 条適用事例の発見契機の多くを占めているなど、不正受給の防止及び早期発見のために有効なものであるので、局長通知第 12 の 3 及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成 20 年 10 月 6 日社援保発第 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、確実に実施するよう、指導の徹底をお願いする。

（4）面接相談について

監査において、保護申請に至らなかつた面接記録票を抽出して検討しているところであるが、一部の実施機関においては、記録の内容が乏しいなどのため、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかつた経緯等が不明確であるなど、適切な面接相談が実施されたかの確認ができない状況が認められているところである。

面接記録票への相談内容等の記録は、面接相談が適切に実施されたかなど、事後の検証に必要であることから、適切な面接相談を行うとともに、その内容について確実に記録するよう指導をお願いする。

また、都道府県等本庁の監査においては、面接相談の内容検討のみならず、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担を確認するとともに、相談者へ交付ないし提示する書面等を含めた関係書類を確認して問題点を把握の上、具体的な指導をお願いする。

4 生活保護法実行事務監査事項について

監査の実施に当たっては、「生活保護法実行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）の別紙「生活保護法実行事務監査事項」に基づき適切に実施するようお願いする。

なお、当該監査事項については、局長通知の改正等を踏まえ改正することとしている。
(現時点における案は P19 以降参照)

また、平成 30 年度監査の実施に当たって、前記重点事項に加え、特に留意すべき事項については、次のとおりである。

(1) 保護廃止について

ア 「辞退届」の提出による廃止について

監査の結果、一部の実施機関において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて、転出等により実施責任がなくなることをもって保護廃止となるケースについて「辞退届」の提出による廃止としている事例、収入の増加等により要否判定を行えば保護「否」となるにもかかわらず「辞退届」の提出により保護廃止している事例等の不適切な取扱いが認められた。

また、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例も認められているところである。

については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 10 の 12-3 に基づき、不要な「辞退届」の提出を根拠とした廃止をしていないか、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか等について、ケース診断会議に諮るなど組織的に検討するよう指導の徹底をお願いする。

イ 指導指示違反による廃止について

監査の結果、一部の実施機関において、指導指示違反による保護廃止の取扱いについて、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない、指導指示書が対象者に送達されていない等、不適切な取扱いが認められている。

については、法第 27 条に基づく指導指示の内容及び実施方法が適切であるか、組織的な検討がなされているか等について、指導の徹底をお願いする。

(2) 他法他施策の活用について

監査におけるケース検討の結果、一部の実施機関において、各種年金や障害者総合支援法をはじめ福祉各法における給付等の活用がなされていない事例が認められている。

年金制度等の他法他施策は、法における補足性の原理から、その種類や活用の可能性等により、生活保護の要件、又は保護に優先して行われるものであり、保護決定上の基本的事項である。

他法他施策の活用を適切に実施するため、「年金加入状況管理進行表」、「資産（不動産）保有台帳（一覧）」、「自立支援給付等該当可能性確認台帳」等の整備が図られているところであるが、一部の実施機関において十分に活用されていない状況も認められるので、台帳等の活用状況及び関係機関等との連携状況を含め、他法他施策の活用を徹底するよう指導をお願いする。

(3) 扶養能力調査の徹底について

監査におけるケース検討の結果、一部の実施機関において、要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されていない事例、重点的扶養能力調査対象者であるかの判断が不十分な事例、重点的扶養能力調査対象者について、実地調査又は文書照会未回答者に対する再照会が行われていない事例等、扶養能力調査の取扱いに係る課題が認められている。

については、局長通知第5及び課長通知第5の1から5までに基づき、扶養能力調査を徹底するよう指導をお願いする。

(4) 査察指導機能の充実強化について

監査におけるケース検討の結果、生活保護制度の適正な運営のための基本的事項に多くの課題や問題点が認められているが、これらの課題等について的確に改善を図っていくためには、現業事務に対する査察指導員による個々のケースへの指導援助の状況把握や進行管理及び現業員への的確な指導が必要である。

課題等が多い実施機関における査察指導の実施状況を確認すると、査察指導員によるケース審査が的確に行われていない、現業員への指示事項に係る進行管理が徹底されていない、査察指導台帳等の整備又は活用が不十分である等、査察指導機能に課題

があり、これが不適切な取扱いの要因となっていると思料される。

については、各実施機関における査察指導の実施状況を十分に確認の上、所長、課長等による指導助言の状況も含め、組織的な運営管理が行われるよう指導の徹底をお願いする。

(5) 実施体制の整備について

適正な保護の決定実施や被保護世帯に対する指導援助を的確に行い、生活保護制度の適正な運営を確保するためには、現業員の配置等、実施体制の整備が必要であるが、監査の結果、多くの実施機関において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める標準数に対して現業員の不足が生じているところであり、また、査察指導体制の整備が必要な状況も認められている。

監査の結果明らかになる、制度運営上の課題や問題点について、的確に改善を図っていくためには、実施体制の整備が必要であるという視点に立ち、管内実施機関に対する指導をお願いする。

また、社会福祉法第 15 条第 6 項において、現業員等は社会福祉主事でなければならぬと規定されているため、社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、社会福祉主事資格認定通信課程を受講する等により同資格を取得するよう指導しているところであるが、一部の実施機関において、有資格者の配置がなされていない状況が認められているので、当該実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

なお、厚生労働省が社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院に委託している社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）については、受講の申込みに際し、人事異動等の理由により申込期日に間に合わない者もいるという意見もあったことから、平成 30 年度より人事異動等やむをえない理由がある場合には、追加の申込みの調整も可能としたので、管内実施機関への周知徹底をお願いする。（別添通知（P13～14）参照）

5 事件・事故に係る報告の徹底について

被保護者による不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した場合については、「不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際における速やかな報告等について」（平成24年10月23日社援自発1023第1号厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室長通知）により速やかな報告をお願いしているところであるが、本年度においても、当省への報告が遅延する事案があったところである。

この報告は、国と都道府県等本庁とが、実施機関等における各種事案について迅速に情報共有を行うことで、当該事案に係る速やかな是正措置及び再発防止に向けた取組につなげるためのものであるので、改めて通知の趣旨を徹底し、速やかな報告をお願いする。（別添資料（P15～18）参照）

全社学発第464号
平成30年2月2日

《県・市名》社会福祉研修主管部(局)長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院
学監 渋谷篤男

平成30年度 社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)
受講案内の送付と受講希望者のとりまとめについて(依頼)

本学院の研修事業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り深謝申しあげます。

さて、厚生労働省の委託を受け、平成30年度標記通信課程を下記および別添受講案内とのおり実施することとなりました。

つきましては、諸事ご多忙の折、誠に恐縮ですが、周知用「受講案内」を別便にて送付いたしますので、貴県(市)内の福祉事務所、児童・婦人・更生等の各相談所、市・区役所、町村役場および社会福祉施設(公立公営)など関係先への周知と受講希望者のとりまとめについてご協力賜りますようお願ひいたします。

なお、標記通信課程を含め、平成30年度における厚生労働省委託研修の実施につきましては、別途厚生労働省から通知されますことを申し添えます。

記

1. 受講対象

- 都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者。
- 社会福祉協議会や社会福祉事業団などの民間団体・施設等に出向している公務員および公立福祉施設職員(一部事務組合職員を含む)も対象とします。
- 国立施設等の職員(国家公務員)につきましては、本学院において直接受け付けいたします。

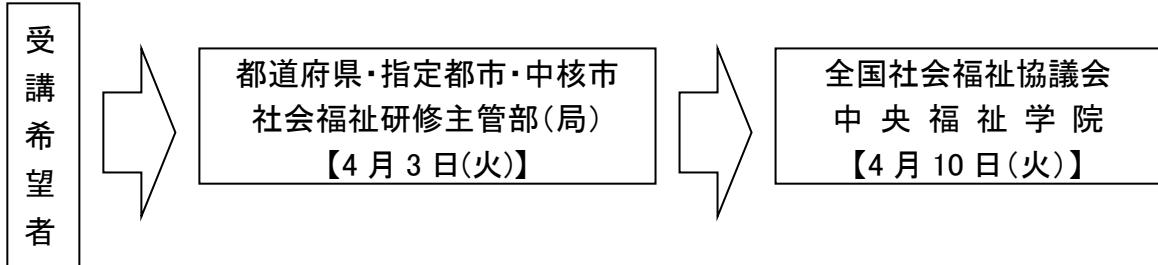
2. 受講定員 2,000名

3. 受講期間 平成30年4月1日より1年間

4. 受講料 68,900円

*受講料は受講決定時に送付いたします所定の用紙によりお支払いいただきます。

5. 申込書提出期限



- * 受講開始日(5月15日)までに選考結果および教材発送等の手続きを完了するため、上記提出期限を厳守してくださいますようお願いいたします。
- * なお、申込書提出期限後に人事異動等の理由により追加の受講希望があった場合は、当学院にご一報ください。提出期限について調整させていただきます。この場合は速やかに追加申込書を提出くださいますようお願いいたします。

6. 受講案内の送付部数

《主事》部（別便で2月20日（予定）に本学院より発送いたします）

* 原則として、社会福祉関係行政機関数、市区町村数、公立施設数等をもとに算定しております。

7. 「受講希望者連名簿(別添様式1)」の作成

- (1) 受講申込書のとりまとめに際し、別添様式1のとおり受講希望者連名簿をご作成ください。

入力用の受講希望者連名簿は本学院ホームページからダウンロードすることができます。会員専用ページ「社会福祉研修主管部（局）専用ページ」に掲載しておりますのでご利用ください（要パスワード）。

ホームページ URL	http://www.gakuin.gr.jp/member/course7288.html
パスワード	kenshu472048

- (2) 受講希望者連名簿は下記のとおりお願いいたします。

- 勤務先別に連記してください。
- 連名簿の記載順位は、選考にあたっての優先順位ではありません。

- (3) 受講申込書のとりまとめにあたり、以下の点にご留意ください。

- 受講申込書の記入漏れ、記載事項の誤りがないかご確認をお願いいたします。
- 記載内容に不備がみられる場合は申し込みの受付はできません。
- 都道府県市を経由せず、受講希望者より本学院に申込書を直接送付された場合の申し込みは無効となります。
- 受講申込者がいない場合、受講希望者連名簿の作成は不要ですが、行き違いを防ぐため、お手数でもご一報くださいますようお願いいたします。

8. 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院（担当：伊藤、志田）

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 / FAX 046-858-1356 / URL <http://www.gakuin.gr.jp/>



社援自発1023第1号
平成24年10月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

自立推進・指導監査室



不正受給事案や現業員等による不正等が
発生した際における速やかな報告等について

生活保護の適正実施につきましては、平素より格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保護者による不正受給や現業員等による生活保護費の詐取等の不正の未然防止等を図り、生活保護の適正実施を推進する観点から、それぞれの該当事案発生時における厚生労働省への速やかな報告等について、関連通知等においてお願いしているところです。

しかしながら、依然として、これら通知の趣旨が徹底されず、事案発生（確認）から厚生労働省への報告までに著しい長期間を要した上、その間、該当実施機関における実態の解明・把握や、当該自治体内における再発防止策の検討等に関して極めて不十分な対応しか行われていなかった事案などが見られています。

悪質な不正受給事案や現業員等による不正等は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、万一こうした事案が発生した場合には、早急に、保護の実施機関、都道府県・指定都市本庁と厚生労働省とが情報を共有の上、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。特に、現業員等による詐取、領得、事務け意等については、早急に、該当実施機関において、①関係する被保護世帯に対する適正な保護の決定実施を確保して正常化を図り、②発生要因を含む事案の全貌を明らかにして、③実効性ある再発防止策を構築し、生活保護行政に対する国民の信頼を確保する必要があります。

については、次の点を踏まえ、不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した際における、厚生労働省への迅速な報告を確実に行うよう、管内実施機関への徹底をお願いします。

記

1 被保護者による不正受給事案について

告訴・告発を行った事案や、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」(昭和 56 年 11 月 17 日付社保第 123 号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知) の 2 の (4)、(5) に基づき、その概要、対応方針等について速やかに情報提供するとともに、必要に応じて技術的助言を求めること。

2 現業員等による不正等事案について

現業員等による詐取等の不正事案が生じた場合は、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成 21 年 3 月 9 日付社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 2 の (1)、(2) の別添 1 及び別添 2 により速やかに報告すること。なお、現業員等による事務け怠事案については、懲戒処分を受けたものについて報告を求めているところであるが、今後にはあっては、自治体人事当局が懲戒処分を検討する対象とした事案や、保護費の過大・過小支給の判明に伴って国庫負担金の再精算を要する可能性が高い事案、都道府県・指定都市本庁が特別監査の対象とした事案、報道や議会等で問題となることが予想される事案などについても、当該事案の発生が確認された段階で、事案の概要、対応方針等について速やかに情報提供いただくとともに、必要に応じて技術的助言を求めることが求められる。(懲戒処分を受けたものに係る報告は従来のとおり。)

(別添1)

生活保護に係る不正事案報告書 (1)

福祉事務所名	作成年月日：平成 年 月 日		
不正行為者氏名		官職名	
不正行為者の所属部署名		在 職 期 間	平成 年 月 日～ 年 月 日
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
不正行為に係る事実の詳細			
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)			
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日	平成 年 月 日		

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

(別添2)

生活保護に係る不正事案報告書（2）

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日				
不正行為発覚後の処置（損害額の確定方法等）				
不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況（予定を含む）				
実施機関が講じた再発防止策の概要（具体的、詳細に）				
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について				
懲戒処分等	有・無	処分内容		
刑事訴訟	有・無	訴訟内容		
民事訴訟	有・無	訴訟内容		
備考				

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

現時点案であり、今後変更することがある。

別 紙

生活保護法実行事務監査事項

生活保護法実行事務監査の実施について
(平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号
厚生省社会・援護局長通知)
「生活保護法実行事務監査実施要綱」別紙

※下線部分と見え消しの部分が今回の変更箇所

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、個々のプライバシーに配慮し、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、負債、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。</p> <p>(5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、速やかに所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎んでいるか。</p> <p>(7) 相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか。申請の意思が表明された者に対して</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることがなく、申請書を交付し、申請手続についての助言は、適切にされているか。</p> <p>(8) 申請書及び同意書を書面で提出することが困難な申請者に対しては、口頭申請など申請があったことを明らかにするための対応が執られているか。</p> <p>(9) 保護申請書の処理は迅速に行われているか。</p> <p>(10) 生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉・社会保険関係部局、水道・電気等の事業者、住宅担当部局等との連絡・連携体制はとられているか。</p> <p>また、生活困窮者自立相談支援事業と連携が図られているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査をしているか。</p> <p>イ 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>ウ 法改正により調査範囲等が変更された同意書が、適切に徵取されているか。</p> <p>エ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>オ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等は行われているか。</p> <p>カ 法第63条を適用し、保護を開始する場合は、文書により本人に周知されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	(2) 他法他施策の活用状況 ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。 イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。
	(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 ア 病状等について、主治医訪問や嘱託医協議により把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。 イ 稼働能力を活用しているか否かについて、①稼働能力があるか、②その能力を活用する意思があるか、③稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか、により判断されているか。
	(4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住す

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>る場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会は行われているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>キ 法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定をするまでの間に通知がされているか。また、書面により履行しない理由について報告を求めているか。</p> <p>ク 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、速やかに扶養能力の調査が行われ、必要に応じて上記「キ」の報告を求めた上、再認定等適宜の処理は行われているか。また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。</p>
	<p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 保護受給中における指導援助の推進	<p>るか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>(1) 保護受給中の被保護者に対しては、少なくとも年1回以上、被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」を配布する等の方法により適時適切な指導は行われているか。</p> <p>(2) 世帯員で新たに稼働年齢層（高校生等未成年を含む）となった者がいる場合については、当該世帯への訪問時等に改めて収入申告の必要性、届出義務について説明を行い、理解したことを確認する書面を当該世帯員から徴取しているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費（学習塾費等を含む。）、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産申告書については、少なくとも12箇月ごとに徴取されているか。</p> <p>イ 開始時に把握した資産及び保護受給中に申告された資産（不動産、預貯金、生命保険等）の状況は、必要に応じて、関係先調査等が実施されているか。</p> <p>さらに、法改正により調査範囲等が変更された同意書を徴取し直しているか。</p> <p>ウ 不動産については、「資産（不動産）保有台帳（一覧）」を整備し組織的に把握されているか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>額は的確に把握されているか。</p> <p>エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。</p> <p>その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼動日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。</p> <p>必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税調査の実施状況</p> <p>(ア) 前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員（廃止した世帯を含む）について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者について</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。</p> <p>(イ) 未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(ウ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。</p> <p>また、課税調査結果は、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア 日本年金機構から35歳、45歳及び59歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</p> <p>オ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</p> <p>(4) その他、他法他施策の活用</p> <p>身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>得、介護扶助又は医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い</p> <p>入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p>
	<p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。</p> <p>また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p>
	<p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するため考慮されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定に当たっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確實に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に沿って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケース</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>はないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①稼働能力 ②稼働能力を活用する意思 ③稼働能力を活用する就労の場 <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 就労可能と判断された被保護者であって、集中的な支援が効果的と思われる者に対しては、「自立活動確認書」が徴取されているか。</p> <p>ウ 就労・求職状況管理台帳は整備されている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。</p> <p>エ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。</p> <p>オ 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者で、求職活動が支給要件を満たしている者に対しては、就労活動促進費が支給されているか。</p> <p>カ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分に行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>キ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む增收指導が行われているか。</p> <p>ク 技能修得費の適用についての検討が、必要に応じて行われているか。</p> <p>また、支給に当たっては、趣旨目的についての十分な説明を行うとともに、修得状況を把握し、適切な助言指導が行われているか。</p> <p>ケ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>コ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止されることを伝えているか。</p> <p>サ 安定した職業に就いたこと等により保護費を必要としなくなったと認めた者に対して、就労自立給付金が支給されているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p>に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。</p> <p>1 保護の開始</p> <p>(1) 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護申請処理は、法定期間内に行われているか。法定期間を超過する場合はその理由を開始決定通知書に明示しているか。さらに、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 収入申告の必要性、届出義務について説明を行い理解したことを確認する書面を被保護世帯から徴取しているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費（学習塾費等を含む。）、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外につい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>て、周知されているか。</p> <p>2 保護の廃止</p> <p>(1) 要否の判定による廃止</p> <p>ア 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。</p> <p>イ 保護の廃止に伴い保護費の過払いがある場合は、返還の処理が行われているか。</p> <p>(2) 「辞退届」による廃止</p> <p>ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要的「辞退届」を一律に徵取していないか。</p> <p>イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。</p> <p>ウ 保護の廃止決定の判断は、ケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう再来所・再申請について助言されているか。</p> <p>また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。</p> <p>(3) 指導指示違反による廃止</p> <p>ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。</p> <p>イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</p> <p>エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。</p> <p>オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、ケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。</p> <p>4 適正な保護の決定実施と変更決定に係る進行管理 (1) 組織的に保護決定におけるケース審査の徹底や進行管理が行われているか。 また、定期的な内部点検の実施等により、適正な保護決定が行われる体制が構築されているか。 (2) 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理 保護の変更決定（一時扶助決定を含む）について、必要に応じて査察指導台帳等を活用するなどして決定漏れや決定遅延を未然に防止しているか。</p> <p>5 保護費の返還の決定 (1) 法第63条による返還額の決定は、原則全額返還とし、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p> <p>(2) 年金を遡及して受給した場合、法第63条に基づく返還金については、自立更生費等を控除するのではなく、原則として、全額返還としているか。</p> <p>(3) 要保護者が資力を有しながらも、資産を直ちに処分することが困難であることなどを理由として保護を開始する場合に、当該資産が最低生活に充当できるようになった場合、概ね1箇月以内を目途に法第63条の決定がなされているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>(1) 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。また、課税調査により判明した場合は、原則として法第78条により措置されているか。</p> <p>(2) 法第78条の決定に当たっては、各種控除を適用せず、必要最小限度の実費を除き、全て徴収の対象と決定されているか。また、事実確認後、概ね1箇月以内を目途に法第78条の決定がなされているか。</p> <p>(3) 悪質なケースについては、告訴等が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、職階毎の再発防止対策等の適切な対応はとられているか。</p>
2 医療扶助の適正運営の確保	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、重複受診（処方）への対応、頻回受診者の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、指定医療機関の重点指導等に活用しているか。</p> <p>(2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 繼続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。</p> <p>(4) 長期入院患者の実態把握及び指導援助</p> <p>ア 長期入院患者については、「実態把握対象者名簿」により、組織的に把握されているか。</p> <p>イ 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、地域生活への移行に向けた支援の施策を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。</p> <p>(5) 頻回転院患者の実態把握及び指導援助</p> <p>ア 頻回転院患者については、実態把握対象者名簿により、組織的に把握されているか。</p> <p>イ 転院の必要性については、嘱託医に協議する等検討されているか。</p> <p>(6) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。</p> <p>イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導に当たっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>(7) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(8) 同一疾病で、複数の医療機関で受診（処方）する重複受診（処方）の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。</p> <p>(9) 後発医薬品の使用促進</p> <p>ア 被保護者に対して、リーフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 明らかに妥当性のない理由により先発医薬品を希望する被保護者への健康管理指導は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿と電子レセプトの照合は行われているか。</p>
	<p>3 移送の給付等の状況</p> <p>(1) 移送の給付に当たっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることのないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p> <p>また、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。</p> <p>(2) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。また、医師の同意が不必要的ケースについて、医師の同意をとるよう、指示していないか。</p> <p>さらに、施術については慰安の目的でないか</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>など施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。</p>
4 嘱託医等の配置及び活動状況	<p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合は、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。</p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。</p>
5 本庁への技術的助言の要請状況	<p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>
6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況	<p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関との連携が図</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
3 介護扶助の適正運営の確保	<p>られ、確認はされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の適用について検討は行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているのか。</p> <p>エ 指定難病患者については、医療費助成制度の適用について検討は行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護若しくは要支援の状態にある者又は基本チェックリストに該当する者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定等の申請が行われるよう指導されているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。</p> <p>2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。</p> <p>また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。</p>
	<p>3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾患により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p> <p>また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。</p>
	<p>4 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>
4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保 (1) 適正な措置事務等の確保	<p>1 適正な入所措置事務の確保</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の適正な援助</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しは行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 適正な保護の決定事務の確保	<p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認は適切に行われているか。また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除について、速やかにその手続きは行われているか。また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p>
5 組織的な運営管理の推進	<p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>て、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>
	<p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、職階毎の具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p>
	<p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。</p> <p>また、実施方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p>
(2) 査察指導機能の充実	<p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、ケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。</p> <p>また、所長等幹部職員は参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期末訪問ケース等について、必要に応じて査察指導台帳等を活用することにより、査察指導員が定期的に状況を把握しているか。</p> <p>(3) (2) で掌握した状況について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケース審査を適時行うため、訪問調査等の実施後、速やかにケース記録を回付させるよう指導を行っているか。また、必要に応じて査察指導台帳等を活用するなど、ケース記録の回付漏れ又は回付遅延を未然に防止しているか。</p> <p>(2) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。</p> <p>(3) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</p> <p>(4) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。</p> <p>(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。</p> <p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請している</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>か。</p> <p>(4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により生活保護の適正実施に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>(5) 現業員の担当地区については、定期的な変更が行われているか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>(1) 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。</p> <p>(2) 査察指導員が、恒常的に面接相談業務を行っていることがないか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p>法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の債権管理について、</p> <p>(1) 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</p> <p>(2) 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</p> $\text{国庫負担額} = (\text{自治体の支出額} - (\text{調定額} - \text{不納欠損額})) \times 3 / 4$ <p>(3) 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>(4) 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>(5) 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>(6) 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <p>ア 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>イ 相続人に対し、債務の存在を知らせるとともに相続の意思を確認し、債務を相続しない場合は、相続放棄を書面等により確認しているか。</p> <p>(7) 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等は行っているか。</p>
4 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等	<p>(1) 保護金品等の支給について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。また、電算システム導入前のものである等、実態と乖離していないか。</p> <p>イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。（無い場合は、代替確認方</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>法)</p> <p>ウ 電算システムを運用するうえで、不正アクセスや改ざん防止、暗号化のセキュリティ対策を行うとともに、動作履歴を保存し、誰がいつ、どのような操作を行ったか、追跡可能な記録が残されているか。</p> <p>エ 電子決裁について、決裁権者が確認することなくシステム管理者権限を持つ者や経理担当者等が事实上代行していないか。</p> <p>オ システム管理者権限を持つ者が現業員や理事務担当者を兼ねていないか。</p> <p>カ 保護費支給の際、複数職員が確認して支出する体制となっているか。</p> <p>キ 窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。<u>特に、被保護者に対して指導を行う必要があるため等、窓口払いとする理由としては不適切なもので窓口払いとしていないか。</u></p> <p>ク 窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。</p> <p>ケ 未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</p> <p>コ 前渡資金口座の通帳残高及び現金の残高と出納簿を突合する等、定期的に確認しているか。</p> <p>サ 介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。</p> <p>シ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。</p> <p>ス 保護決定通知書を事前に送付しているか。</p> <p>セ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>正にとられているか。</p> <p>(2) 返還金・徴収金について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ 現業員が現金で徴収することがないか。</p> <p>エ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っていないか。</p> <p>オ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。</p> <p>カ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</p> <p>キ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p> <p>(3) 遺留金品の取扱いについて</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</p> <p>エ 遺留金品の残高と出納簿を突合する等、定期的に確認しているか。</p> <p>オ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p> <p>5 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底	<p>ているか。</p> <p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。</p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者 (以下、「申請者等」という。)が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類(絶縁状・破門状等)、誓約書、自立更生計画書等を収取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</p> <p>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。</p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。</p> <p>(10) 元暴力団員については、保護開始（暴力団脱退）後5年間は年1回以上暴力団該当性について警察へ照会を行っているか。</p>
	<p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて運輸支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>箇月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後（概ね6箇月経過後に保護から脱却していない場合においても、就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的な活動が認められると判断している場合は、保護開始から概ね1年の範囲内）に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレス等に対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて各種福祉施設等への入所は検討されているか。</p> <p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。</p> <p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。</p> <p>(5) 「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」(平成27年8月7日社援保発0807第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、必要な支援は行われているか。</p>
	<p>4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営</p> <p>(1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。</p> <p>また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。</p> <p>(2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。</p> <p>5 職員による不祥事件の再発防止について</p> <p>過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、職階毎の再発防止策が適切に策定され、かつ確実に実施されているか。</p> <p>また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。</p>

第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者（以下「入所者」という。）の処遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。

昨年度の指導監査の結果を見ると、入所者の自立支援計画が未策定（入所者の個別処遇計画の策定が不十分）、入所者預り金の残高が帳簿と不一致（入所者預り金の管理及び取扱いが不適切）、適切な勘定科目で支出がされてない事例（会計事務処理が不適正）、入札案件を正当な理由無しに随意契約を締結している事例（契約の取扱いが不適切）、個別の災害に対応した避難訓練が未実施（災害事故防止対策が不十分）など、入所者の処遇や施設の運営管理等の面で問題が見受けられたところである。

こうした状況を踏まえ、保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、次の点に留意の上、「生活保護法保護施設指導監査要綱」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）に基づき実施されたい。

1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導をお願いする。

2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

(1) 保護施設の適正な運営の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計及び契約事務の処理、内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導をお願いする。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導をお願いする。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の充実等について指導をお願いする。

(2) 防災対策の強化について

平成 28 年の台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府) が平成 29 年 1 月に一部改正された。これを受け、昨年 3 月末に「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成 24 年 3 月 26 日 社援発 0326 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知別添) (以下、「保護施設監査指導事項」という。) の改正を行い、実行性のある避難計画や確実な避難訓練が行われるよう指導・助言を依頼したところである。

また、昨年 5 月には、「水防法」(昭和 24 年法律第 193 号) 及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) の一部が改正され、市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(以下、「管理者等」という。)に対し、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画(以下、「避難確保計画」という。)の作成、訓練の実施が義務づけられたところである。これに伴い、これまで管理者等が「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号)に基づき作成した非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)の記載内容が、水防法等に基づく避難確保計画の規定を満たしているか確認するための参考として、昨年 6 月に「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(国土交通省・厚生労働省の共同作成) を通知したところである。

都道府県等においては、所管する保護施設の指導監査を実施するにあたり、「保護施設監査指導事項」と併せて本点検マニュアルを活用し、関係部局及び管内市町村と連携し、保護施設の非常災害対策計画の点検を適切かつ確実に行われるようお願いする。

(参考 1) 「保護施設監査指導事項」抜粋

○主眼事項

3. 防災対策の充実 強化

○着 眼 点

防災対策について、その充実強化に努めているか。

ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。

イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。

ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。

エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。

また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。

オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されていか。）。

【具体的な項目例】

- ・救護施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制

カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。

キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。

なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。

(参考2)「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」等を掲載しているホームページ

(水害関係)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

(土砂災害関係)

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

3 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いする。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いする。

第3 平成30年度生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、都道府県等本庁の指導監督体制の整備強化を図り、管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を期することを目的として、都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

また、国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成27年度～31年度／32人の定員合理化）を行う予定である。

平成30年度においては、全国で6人の定員合理化を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額（案）	備考
生活保護指導監査委託費	1,937,532千円	1,917,757千円	・定員合理化計画 (H29') 301人 → (H30') 295人

第4 都道府県等による生活保護業務支援事業等について

1 都道府県等による生活保護業務支援事業（新規）について

近年の生活保護受給世帯の増加や、様々な課題を抱える世帯に対する適切な支援の実施など、ケースワーカー1人当たりの業務負担は大きい状況にある。また、職員の増配置等により、生活保護行政の経験が無いケースワーカー等が配属される場合もあるなど、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

また、本年の通常国会に提出した「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」では、都道府県が保護の実施等に関する事務を適正に実施するため、管内の福祉事務所に対する助言やその他の援助を行う責務規定を盛り込んだところである。

こうした課題や制度見直しの動きに鑑み、都道府県等が広域的な立場から管内福祉事務所の生活保護関係職員に対して、監査とは別に業務支援を行う事業として、「都道府県等による生活保護業務支援事業」を創設し、平成30年度予算案において、約5億円を計上したところである。本事業の補助要件等は、以下の内容で検討しているところであり、追って正式に通知することとしているが、都道府県等においては、本事業を積極的に活用いただき、管内福祉事務所の保護の実施水準及び職員の質の向上に努められたい。

○都道府県等による生活保護業務支援事業の概要（案）

1 目的

本事業は、都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市

3 事業内容（①～③）の全ての事業実施が補助要件

① 管内福祉事務所に対する巡回指導事業

管内福祉事務所への定期的巡回による、ケースワーカー等からの相談に対する助言指導

② 新任ケースワーカーを対象とした研修事業

概ね経験年数2年未満のケースワーカーを対象にした研修の実施

③ 管内福祉事務所への優良事例等の横展開事業

業務を遂行する上で参考となる取組事例等（例：面接記録票など各種書式、各種支援のマニュアルや取組等の好事例など）の情報収集及び管内福祉事務所に対する情報共有

※ 上記①～③の事業に加え、法的な専門知識等を要する相談に対応するための体制整備、新任ケースワーカー以外の生活保護関係職員を対象とした研修、既存のシステムのネットワークを活用した研修を実施した場合も補助の対象とする。

4 国庫補助標準額（1自治体あたり）

7,500千円

5 補助率

国 3／4 都道府県・指定都市 1／4

2 体制整備強化事業の国庫補助協議について

本事業は、面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施機関における体制整備の強化を図ることを目的としている。

一方、平成 27 年度より、生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に対する相談支援等を行う「自立相談支援事業」が必須事業化され、生活困窮者への相談体制が整備されたところである。

本事業及び自立相談支援事業の実施方法等は、地域の実情に応じ自治体ごとに様々であり、例えば、切れ目の無い支援を提供するため、生活困窮者に対する相談及び生活保護の相談を総合的、一体的に提供している場合もある。このような場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（自立相談支援事業）の活用が可能な場合も考えられるので、国庫補助協議にあたり不明な点等があれば、適宜照会願いたい。

連絡事項

1 国が実施する監査計画について

平成 30 年度においても、全ての都道府県及び政令指定都市に対して監査を実施することとしている。

具体的な監査計画については、追って示すこととするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 原則として、都道府県・政令指定都市本庁及び管内実施機関を選定して監査を実施する。 (一般監査)
- (2) 一般監査においては、従来通りの 5 日間を基本とするが、対象実施機関の規模等を勘案して期間を短縮又は延長することがある。
- (3) 一部の都道府県・政令指定都市については、本庁のみの監査を実施する。
- (4) 本年度の監査の状況を踏まえ、一部の都道府県・政令指定都市について、一般監査だけでなく、事前のヒアリングや確認監査の実施等により、各自治体の課題の解消に向けた重点的な指導を行う。

2 監査対象実施機関の選定について

一般監査における実施機関の選定に当たっては、各本庁と協議の上決定することとしているが、選定に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 直近又は過去の監査等において課題が多い実施機関
- ・ 複数年にわたり同一の課題や問題点が改善されない実施機関
- ・ 管内において基幹的位置付けにある実施機関
- ・ 管内の保護動向に及ぼす影響が大きい実施機関

なお、対象実施機関の選定のための資料の提出について、追って連絡するので了知されたい

3 平成 30 年度監査の実施に当たってのヒアリングについて

本年度の国の監査結果等を踏まえ、一部の都道府県・政令指定都市本庁に対して、下記 4 の会議日程の前後（4 月 24 日（火）～27 日（金）のうち会議開催期間中を除く。）において、平成 29 年度監査の是正改善状況の確認、平成 30 年度監査方針等について、ヒアリングを実施する予定である。

対象とする本庁については、追って連絡する。また、具体的な日程については、当該連絡の際に協議・調整するので了知されたい。

4 生活保護指導職員会議について

国及び都道府県・政令指定都市本庁の監査を効果的に実施するため、監査の重点事項、監査手法、過去の監査における課題・問題点及びその改善方策等について、国の監査官等と都道府県・政令指定都市本庁の監査担当者との認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定である。

実施するものであるので、各都道府県・政令指定都市本庁においては、監査班長及び監査担当職員等、監査の中核を担っている職員の派遣をお願いする。

○生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開 催 日： 平成 30 年 4 月 25 日（水）・26 日（木）

開催場所： 東京都内

内 容 案： 指導監査の意義・目的

指導監査の実施について（指導監査の PDCA）

平成 29 年度監査で認められた課題や問題点の内容と対応

監査等の実施に係る意見交換 等

5 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

平成 30 年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

（1）新任基礎研修会〔査察指導員等〕

目 的： 保護の実施機関の新任査察指導員等を対象に、生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本についての講義や参加者相互の意見交換により、業務遂行能力の向上を目指す。

対 象 者： 実施機関の現業事務経験のない生活保護査察指導員等

開催時期： 平成 30 年 5 月 9 日（水）～11 日（金）（予定）

開催場所： 東京都内

内 容 案： 生活保護制度の概要

組織における査察指導員の役割

生活保護におけるスーパービジョン（技術論）
査察指導業務に係る事例報告
グループワーク・意見交換 等

（2）全国生活保護査察指導に関する研究協議会

目的： 生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、求められる査察指導機能や組織的運営管理について研究協議及び意見交換等を行い、生活保護査察指導員等の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に資することを目的とする。

対象者： 原則、次に該当する者で都道府県・政令指定都市が推薦する者
ア 生活保護の査察指導員及び担当課長等であって、2年以上の経験年数を有するとともに査察指導に関して中心的役割を担う者
イ 都道府県・政令指定都市において福祉事務所等の指導に当たる職員で、2年以上の経験を有する者

開催時期： 平成30年8月下旬～9月初旬（3日間の予定）

開催場所： 東京都内

内容案： 査察指導の重要性
生活保護におけるスーパービジョン（技術論）
事例報告
研究協議（特定事項を示し、研究協議を実施）